

別紙

諮問第1722号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「総務局総務部法務課職員（以下「甲」という）が、一般市民（以下「乙」という）の審査請求を収受した際、行政不服審査法を所管する総務省の法解釈では、同法19条2項における審査請求に係る処分の内容の記載義務には文書番号が含まれていないのに、甲が乙に、審査請求書に文書番号が記載していないと言いがかりをつけてもよい・またはつけなければならない、および、乙がこの言いがかりに応じないと、甲は都知事名で乙の審査請求を却下してよい・または却下しなければならない、という内容」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年6月15日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年9月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年11月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和6年2月16日（第246回第二部会）から同年4月26日（第247回第二部会）まで、2回の審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 事案の概要について

審査会が実施機関に確認したところ、事案の概要は以下のとおりである。

総務局総務部法務課（以下「法務課」という。）では、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に係る事務を処理している。

法務課は、令和５年５月、審査請求人から別件審査請求を受け付けたが、審査請求に係る処分の内容として記載された日付の処分が複数あると考えられることから審査請求に係る処分の内容が特定できないとして、行政不服審査法23条の規定に基づき、相当の期間を定めて不備の補正を命じた。しかしながら、審査請求人が定められた期間内に不備を補正しなかったため、同法24条１項の規定に基づき、不適法な審査請求として却下したとのことである。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、本件不開示決定は実施機関の怠業、職権濫用、業務妨害等の地方公務員法違反、刑法犯、法令遵守の義務違反を隠蔽するものであると主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書を作成及び取得していないため、本件不開示決定を行ったものであると説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求は、令和５年５月に審査請求人から受け付けた別件審査請求に係る実施機関の対応に関する文書の開示を求めるものであると思料されるところ、実施機関は、別件審査請求に係る処分の内容が特定できないとして、行政不服審査法23条の規定に基づき、審査請求人に対し相当の期間を定めて不備の補正を命じたが、審査請求人が定められた期間内に不備を補正しなかったため、同法24条１項の規定に基づき、不適法な審査請求として却下するとの対応を行ったものであり、これらは行政不服審査法の規定に従った手続であると認められる。

したがって、別件審査請求に係る却下処分は行政不服審査法の規定に基づきなされたものであって、本件開示請求に係る手続に関する公文書は他に存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が不存在を理由

として行った本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子